

国立大学法人室蘭工業大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、役員の俸給等に当該役員の職務実績に応じて、期末特別手当額の10/100の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

① 人事院勧告に係る改定

・実施日:平成24年5月1日

・俸給表関係の措置の内容:

俸給月額(平均▲0.5%)

平成18年3月31日現給保障者について、当該保障額を▲0.5%

平成18年度給与構造改革の俸給水準引下げに伴う経過措置額

の支給期間を平成26年3月31日までとする。

② 給与減額支給措置

・実施期間:平成24年7月1日～平成26年3月31日

・俸給表関係の措置の内容:

俸給月額(▲9.77%)

・諸手当関係の措置の内容:

地域手当, 期末特別手当(▲9.77%)

理事

法人の長の改定内容と同じ

理事(非常勤)

該当者なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

① 人事院勧告に係る改定

・実施日:平成24年5月1日

・俸給表関係の措置の内容:

俸給月額(▲1,000円)

平成18年3月31日現給保障者について、当該保障額を▲0.5%

平成18年度給与構造改革の俸給水準引下げに伴う経過措置額

の支給期間を平成26年3月31日までとする。

② 給与減額支給措置

法人の長の改定内容と同じ

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 15,053	千円 10,947	千円 3,992	千円 112 (寒冷地手当)			※
A理事	千円 11,895	千円 8,633	千円 3,148	千円 112 (寒冷地手当)			
B理事	千円 10,022	千円 8,010	千円 1,898	千円 112 (寒冷地手当)	4月1日		※
C理事	千円 11,094	千円 8,010	千円 2,921	千円 112 (寒冷地手当) 49 (通勤手当)			
A監事 (非常勤)	千円 2,191	千円 2,191	千円 0	千円 0 ()	4月1日		※
B監事 (非常勤)	千円 2,191	千円 2,191	千円 0	千円 0 ()			

注1:前職欄の「※」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

注2:法人の長, A理事, B理事及びC理事については, 総額, 各内訳について千円未満切り捨てのため, 総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事A	千円 3,510	年 月 3 0	H24.3.31	—	経営協議会において業績評価を標準(1.0)と決定し, 退職手当を増額又は減額することなく支給した。	※
監事A (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

注1:前職欄の「※」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

人件費については、いわゆる「定員」(人数)と「予算」(金額)により管理するとともに人事制度、給与体系、就業規則等の推移を踏まえつつ、人件費管理を行うこととする。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を考慮し、一般職の職員の給与に関する法律に定める職種に応じた俸給表適用者を参考としつつ、公務員の給与改定に関する取扱いについて(平成19年10月30日閣議決定)の3の(4)の「独立行政法人の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準とするよう要請する。」に基づき、適正な給与水準を確保

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に応じて、昇給、昇格及び降格の実施並びに勤勉手当(6月期・12月期)支給割合の増減を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給することができる。
昇給	5段階の昇給区分(号俸数)により、昇給日(1月1日)に同日前において学長が定める日以前1年間における勤務成績に応じて昇給することができる。
昇格・降格	昇格:勤務成績が特に良好な職員で本学が定める基準を満たしている者については、その者が従事する職務に応じ、かつ総合的な能力の評価により、1級上位の級に昇格させることができる。 降格:勤務実績がよくない等のため降任した場合に、下位の級に降格させることができる。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与改正(人事院勧告に係る改定)に準拠し、結核性疾患による病気休暇について、俸給の半減までの期間を1年とする特例を廃止する。(平成24年4月1日実施)

国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

① 人事院勧告に係る改定

- ・実施日:平成24年5月1日
- ・俸給表関係の措置の内容:
俸給月額(平均▲0.23%)
平成18年3月31日現給保障者の保障額(▲0.49%)
平成18年度給与構造改革の俸給水準引下げに伴う経過措置額の支給期間を平成26年3月31日までとする。
平成24年4月1日に36歳未満の職員の号俸を1号俸(特に必要があると認められる場合は2号俸)上乘せする。
- ・諸手当関係の措置の内容:
教育職4級の俸給の調整額▲100円

② 給与減額支給措置

- ・実施期間:平成24年8月1日～平成26年3月31日
- ・俸給表関係の措置の内容:
一般職俸給表(一):2級以下(▲4.77%),3級から6級まで(▲7.77%),7級以上(▲9.77%)
一般職俸給表(二):3級以下(▲4.77%),4级以上(▲7.77%)
教育職俸給表:1級(▲4.77%),2級及び3級(▲7.77%),4級(▲9.77%)
医療職俸給表:2級以下(▲4.77%),3級(▲7.77%)
指定職俸給表:全ての号俸(▲9.77%)
- ・諸手当関係の措置の内容:
俸給の特別調整額,地域手当,広域異動手当(▲10.0%)
期末手当,勤勉手当(▲9.77%)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	253	46.5	6,894	5,126	33	1,768
事務・技術	86	40.2	4,914	3,723	26	1,191
教育職種 (大学教員)	166	49.9	7,939	5,866	36	2,073
その他医療職種(看護師)	1					
再任用職員	8	62.5	2,425	2,445	25	0
事務・技術	8	62.5	2,425	2,425	25	0
非常勤職員	3	40.8	5,447	4,129	0	1,318
教育職種 (大学教員)	3	40.8	5,447	4,219	0	1,318

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員の「その他医療職種(看護師)」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注3:該当者がいない区分(在外職員、任期付職員)及び区分中の職種(常勤職員中の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)、再任用職員中の教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)並びに非常勤職員中の事務・技術、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師))については、省略した。

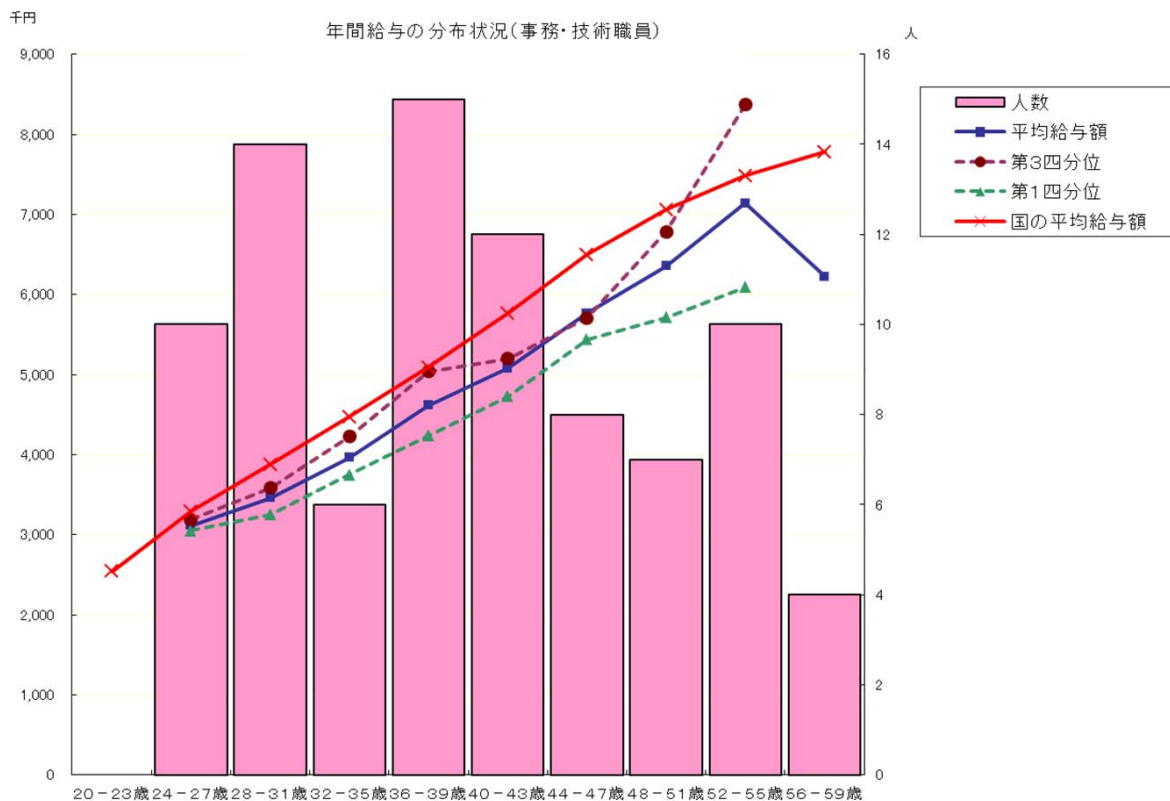
[年俸制適用者]

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
非常勤職員	7	58.5	6,481	6,481	35	0
教育職種 (大学教員)	7	58.5	6,481	6,481	35	0

注1:常勤職員、在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注2:非常勤職員中、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員, 任期付職員及び再任用職員を除く。以下, ⑤まで同じ。]



注: 年齢56～59歳の該当者は4人のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下, ⑤まで同じ。

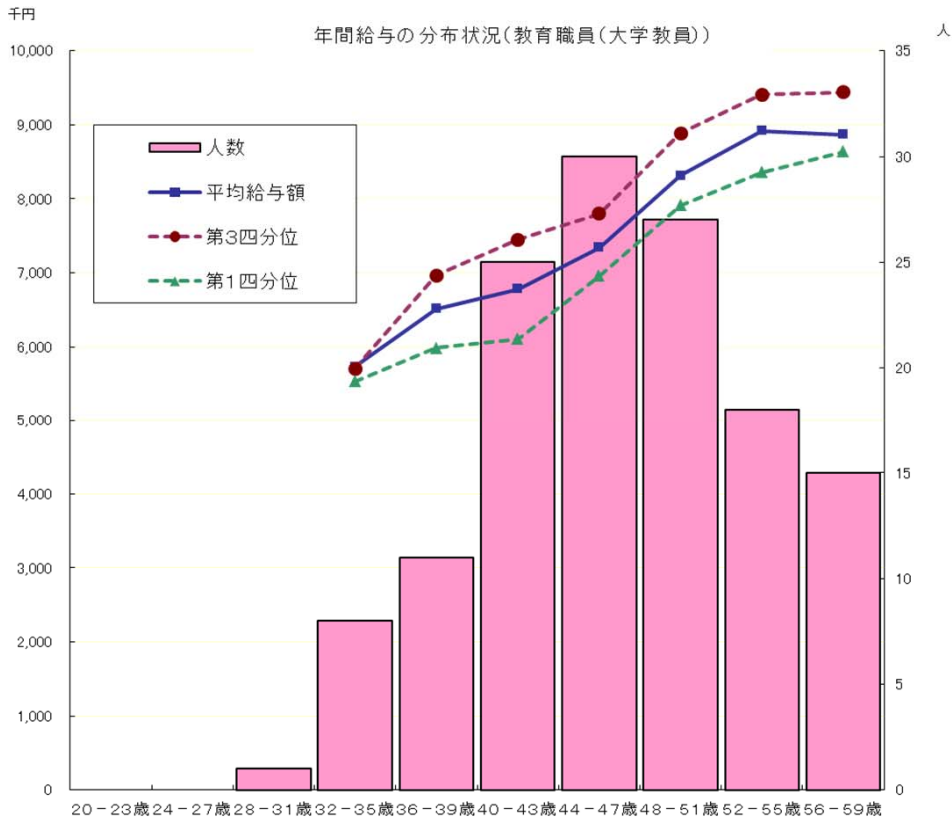
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
局長(ゼネラルマネジャー)	1		—	—	—	—	—
課長(グループマネジャー)	4	54.3	—	7,958	—	—	—
課長補佐(コーディネーター)	11	53.8	6,098	6,348	6,753	6,753	6,753
係長(ユニットリーダー)	37	43.1	4,790	5,191	5,623	5,623	5,623
主任(ユニットサブリーダー)	1		—	—	—	—	—
係員(スタッフ)	32	30.0	3,150	3,471	3,738	3,738	3,738

注1:「課長補佐」には課長補佐相当職である「室長(ユニットマネジャー)」,「室長補佐(コーディネーター)」及び「技術専門員」を,「係長」には係長相当職である「技術専門職員」を,「係員相当」には「事務職員」のほか「技術職員」をそれぞれ含む。

注2:「局長」及び「主任」の該当者は1人のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注3:「課長」の該当者は4人のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



注1: 年齢28～31歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	69	56.6	8,779	9,170	9,593		
准教授	57	46.9	7,171	7,495	7,921		
講師	13	45.0	6,943	7,021	7,210		
助教	27	41.6	5,640	5,952	6,171		

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	係長 主任 技術専門職員	課長補佐・係長 技術専門職員 技術専門職員	課長 課長補佐 技術専門職員
人員 (割合)	86	8 (9.3)%	24 (27.9)%	34 (39.5)%	12 (14.0)%	4 (4.7)%
年齢(最高 ～最低)		27 (24)	38 (26)	48 (33)	58 (46)	58 (54)
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,546 (2,222)	3,492 (2,316)	4,401 (3,077)	5,207 (4,265)	5,288 (4,504)
年間給与 額(最高～ 最低)		3,248 (2,902)	4,428 (3,033)	5,842 (4,093)	6,916 (5,714)	6,982 (6,098)

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長 技術専門職員	事務局長	事務局長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		3 (3.5)%	該当者なし (%)	1 (1.2)%	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高 ～最低)		55 (51)	()	()	()	()
所定内給 与年額(最高 ～最低)		6,513 (6,190)	()	()	()	()
年間給与 額(最高～ 最低)		8,440 (8,041)	()	()	()	()

注1:8級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級
標準的な職位		助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	166	27 (16.3)%	13 (7.8)%	56 (33.7)%	70 (42.2)%
年齢(最高 ～最低)		59 (32)	61 (31)	64 (35)	64 (44)
所定内給 与年額(最高 ～最低)		5,153 (3,944)	5,745 (4,229)	6,237 (4,436)	7,529 (5,801)
年間給与 額(最高～ 最低)		6,802 (5,188)	7,728 (5,581)	8,460 (5,986)	10,270 (7,755)

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.7	63.3	62.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	38.3	36.7	37.5
	最高～最低	50.7～32.8	47.3～30.3	49.0～31.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.3	67.2	65.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.7	32.8	34.3
	最高～最低	41.7～32.8	37.6～29.6	37.7～31.1

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 90.0

対他の国立大学法人等 98.0

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等 95.4

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 90.0
	参考 地域勘案 98.6 学歴勘案 89.8 地域・学歴勘案 98.5
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 61.0% (国からの財政支出額 3,707百万円、支出予算の総額 6,073百万円:平成24年度予算)
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は高いものの、累積欠損はなく、対国家公務員指数も100以下であるため、給与水準は適切であると考えている。
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成23年度決算)
	職員の給与水準については、今後も引き続き社会一般の情勢に適合したものと努める。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 96.1

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,027,261	千円 2,186,091	千円 (%) △ 158,830 (△7.3)	千円 (%) △ 201,323 (△9.0)
退職手当支給額 (B)	千円 256,770	千円 299,868	千円 (%) △ 43,098 (△14.4)	千円 (%) △ 142,196 (△35.6)
非常勤役員等給与 (C)	千円 305,540	千円 336,387	千円 (%) △ 30,847 (△9.2)	千円 (%) △ 8,582 (△2.7)
福利厚生費 (D)	千円 303,267	千円 313,897	千円 (%) △ 10,630 (△3.4)	千円 (%) 452 (0.2)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 2,892,840	千円 3,136,245	千円 (%) △ 243,405 (△7.8)	千円 (%) △ 351,648 (△10.8)

注1:「非常勤役員等給与」においては、受託研究費等により雇用される職員に係る費用を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(18) 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

- ① i) 「給与・報酬等支給総額」の対前年度比が7.3%減となった要因
 - ・定年等退職者の後任者が若い年齢層になったことに伴う給与支給額の減少
 - ・国家公務員の給与の見直しに関連して講じた措置による給与支給額の減少
- ii) 「最広義人件費」の対前年度比が7.8%減となった要因
 - ・上記 i) に記載した要因による給与・報酬等支給総額の減少、若い年齢層が退職したことによる退職手当支給額の減少、非常勤職員の減少による非常勤役員等給与の減額
- ② 特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関して講じた措置による削減額について

区 分	削減額
役員(法人の長, 理事, 監事(非常勤))	千円 3,862
事務・技術	千円 24,703
教育職種 (大学教員)	千円 76,291
その他医療職種 (看護師)	千円

注1:「その他医療職種(看護師)」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、削減額は表示していない。

- ③ 「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき法人が講じた措置に関する削減額について

区 分	削減額
役員(法人の長, 理事, 監事(非常勤))	千円 該当者なし
事務・技術	千円 1,349
教育職種 (大学教員)	千円 12,103
その他医療職種 (看護師)	千円 該当者なし

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準の引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき平成25年1月1日から以下の措置を講ずることとした。

- ・役員及び職員の退職手当について、退職手当に関する規則により計算した額(調整額を除く。)に乗じる調整率を104/100から87/100に段階的に引き下げる。
- ・調整率は、退職理由及び勤続年数に関わらず、全ての退職者に適用する。